

ハローワーク京都だより 平成24年 11月

No.177 (通巻211号)
昭和51年6月創刊

労働市場ニュース



来てみませんか!!



☎075-256-8609

履歴はバイトのみ!
就活に自信がない!
会社の選び方が分からない!

なんでも相談にのります。

わかもの支援コーナー

も
く
じ

高年齢者雇用安定法の改正について	1~3
新規高等学校卒業予定者企業説明会のご案内	4
派遣労働者セミナーのご案内	5
労働者派遣法が改正されました	5
雇用保険のオンライン(電子)申請がさらに便利になります	6~7
「雇用調整助成金」「中小企業緊急雇用安定助成金」の支給要件の変更について	8
奨励金制度のご案内	9
11月は「労働保険適用促進強化期間」です	10
最低賃金の改定について	11~12
総合労働相談コーナーのご案内	13~14
最近の雇用失業情勢	15



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



京都労働局 HP <http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

平成25年4月1日から 希望者全員の雇用確保を図るための 高年齢者雇用安定法が施行されます！

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

改正のポイント

- 1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- 2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- 3 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- 4 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

65歳未満の定年を定めている事業主が、高年齢者雇用確保措置（次頁参照）として継続雇用制度を導入する場合、現行の法律では、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができます。今回の改正でこの仕組みが廃止され、平成25年4月1日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要になります。

【経過措置】

ただし、以下の経過措置が認められています。（3頁参照）

平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けている場合

- ・平成28年3月31日までは61歳以上の人に対して
- ・平成31年3月31日までは62歳以上の人に対して
- ・平成34年3月31日までは63歳以上の人に対して
- ・平成37年3月31日までは64歳以上の人に対して



基準を適用することができます。

◆たとえば、平成28年3月31日までの間は、61歳未満の人については希望者全員を対象にしなればなりません。61歳以上の人については基準に適合する人に限定することができます。



2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけでなく、グループ内の他の会社（子会社や関連会社など）まで広げることができるようになります。

子会社とは、議決権の過半数を有しているなど支配力を及ぼしている企業であり、関連会社とは、議決権を20%以上有しているなど影響力を及ぼしている企業です。この場合、継続雇用についての事業主間の契約が必要になります。（次頁参照）

3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、労働局、ハローワークが指導を実施します。

指導後も改善がみられない企業に対しては、高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告を行い、それでも法律違反が是正されない場合は企業名を公表することがあります。

4. 高年齢者雇用確保措置の実施・運用に関する指針の策定

今後、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針を、労働政策審議会における議論などを経て策定します。

この指針には、業務の遂行に堪えない人※を継続雇用制度でどのように取り扱うかなどを含みます。

※平成24年1月6日の労働政策審議会の建議では、「就業規則における解雇事由または退職事由に該当する者について継続雇用の対象外とすることもできる」とし「この場合、客観的合理性・社会的相当性が求められる」と示されています。

【高年齢者雇用確保措置とは】 高年齢者雇用安定法第9条

定年を65歳未満に定めている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①～③のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。

- ① 定年の引き上げ
- ② 継続雇用制度の導入
- ③ 定年制の廃止

（独）高齡・障害・求職者雇用支援機構「京都高齡・障害者雇用支援センター」では、高年齢者雇用アドバイザーの派遣などにより、高年齢者雇用についての相談を行っております。相談は無料ですので、ぜひご利用ください。

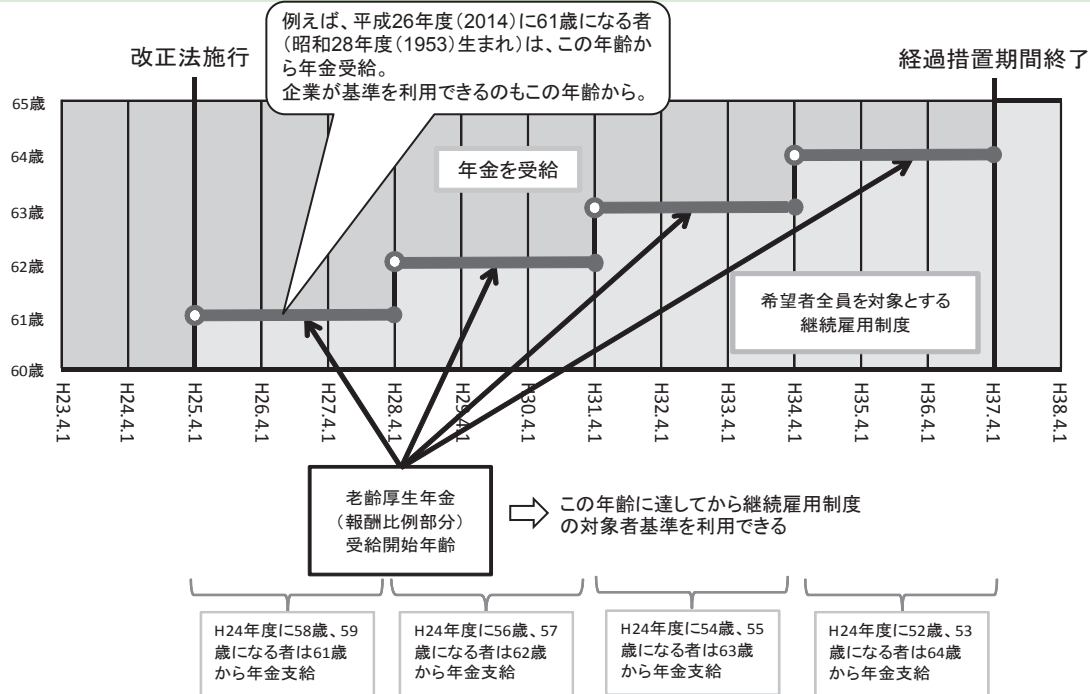
TEL : 075-254-7166 FAX : 075-254-7110

E-mail : kyoto-support-ctr@jeed.or.jp

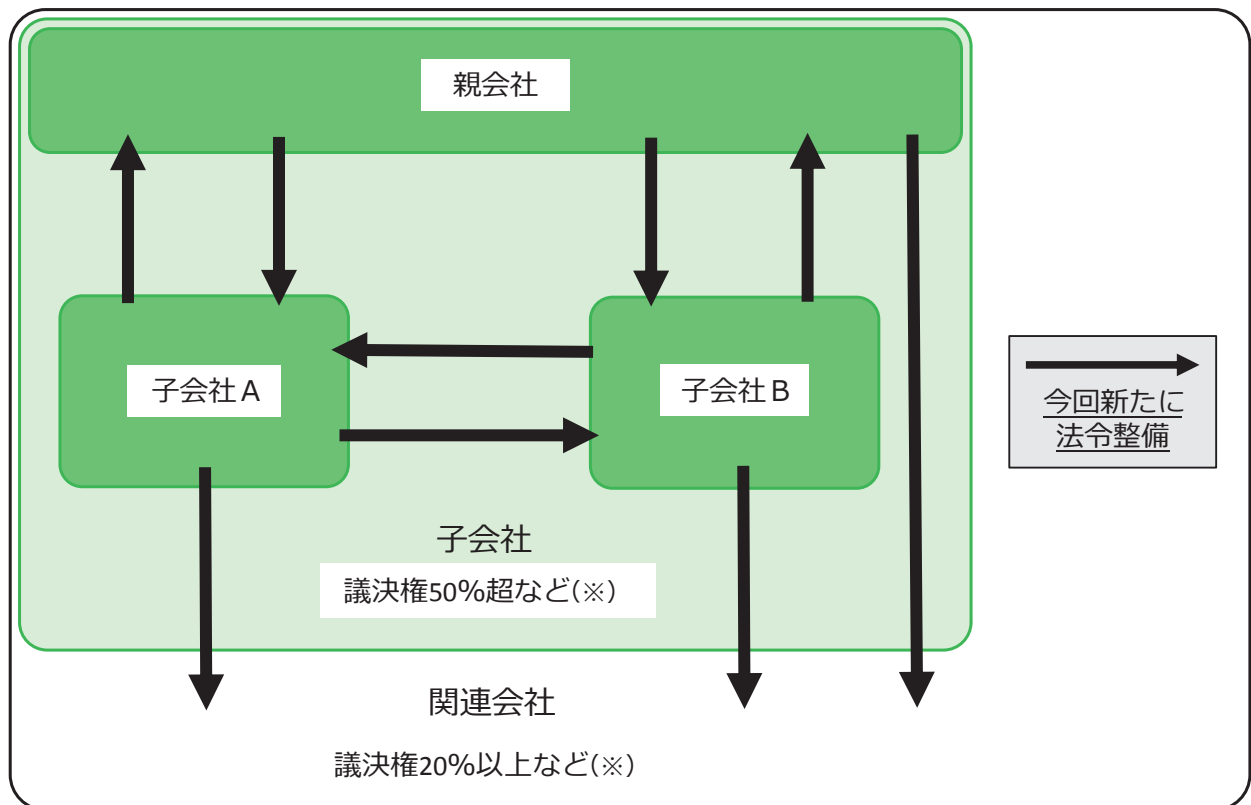
お問い合わせ先：最寄りのハローワーク 又は 京都労働局職業対策課 075-275-5424

経過措置のイメージ

現行の高齢法第9条第2項に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準を設けている事業主は、老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、その基準を引き続き利用できる12年間の経過措置を設ける。



継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大



※ 子会社、関連会社の範囲は、会社法等の定義を参考に厚生労働省令で定める。

お問い合わせ先：最寄りのハローワーク 又は 京都労働局職業対策課 075-275-5424



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



新規高等学校卒業予定者企業説明会のご案内

京都府南部地域・京都府北部地域

平成25年3月新規高等学校卒業者の就職状況につきましては、昨年に引き続き厳しい状況が予想されます。

このため、就職を希望する生徒達に企業からの活きた情報が直接伝わるよう、職業安定機関と教育機関との連携により「企業説明会」を開催いたします。

京都府南部地域（京都駅前会場）

日時 平成24年11月20日（火） 14時00分から17時00分
場所 マリアージュグランデ（京都市南区烏丸八条角 アバンティ8F）

京都府北部地域（福知山会場）

日時 平成24年11月28日（水） 13時15分から16時30分
場所 マリアージュ福知山（福知山市駅南町3-52）

対象生徒

平成25年3月高等学校卒業予定者

主催

京都労働局・ハローワーク、京都府・京都府教育委員会、京都市教育委員会

内容

- 参加企業の求人一覧表を会場で配布し、参加生徒が求人内容や参加企業等の情報を収集するため参加企業のブースを自由に訪問します。
- 当日は面接会ではなく、企業の情報収集の場であるため、企業は求人内容や自社の説明及び生徒からの質問に対応いただきます。
- 北部会場では、参加企業から生徒向け企業プレゼンテーションを行っていただきます。

参加企業要件

京都府内に事業所と人事採用権があり、就業場所も京都府内であることを優先します。

参加申込み期限

京都駅前会場・・・ 11月8日（木）
福知山会場・・・ 11月15日（木）

参加申込み方法

管轄のハローワークへお申し込みください。
※定員に達し次第、締め切らせていただきます。



派遣労働者セミナーを開催します

労働者派遣で働いている方、労働者派遣で働こうと考えている方を対象に、派遣労働に当たっての知識・仕組み（労働者派遣制度、労働基準法令、労働・社会保険の適用等）、求人票の見方などに関するセミナーを開催します。

- ◆ **日時** 第1回 平成24年11月12日（月）午後2時～4時
第2回 平成24年11月13日（火）午前9時～11時
第3回 平成24年11月14日（水）午後2時～4時
第4回 平成24年12月12日（水）午前9時～11時
※第5回 平成24年12月13日（木）午後1時～3時
- ◆ **場所** 第1～4回は、京都労働局 6階「中2会議室」
京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
（京都市営地下鉄烏丸線「烏丸御池」下車 2番出口徒歩3分）
※第5回は、福知山公共職業安定所 2階会議室
福知山市東羽合町37（JR福知山駅下車 徒歩5分）
- ◆ **内容** ① 労働者派遣制度について
② 派遣労働者として働くときに気をつけること
③ 質疑・相談
- ◆ **対象者** 京都府内にお住まいの方で、
① 労働者派遣で働いている方
② 労働者派遣で働こうと考えている方
③ 労働者派遣制度等について知りたい方
- ◆ **申込み** ご希望の方は開催日の1週間前までに、お電話にて下記まで申込みください。
各回の定員は24名です。
受講料は無料です。

労働者派遣法が改正されました！

派遣労働者に関する主な改正（平成24年10月1日施行）内容は、

- インターネットなどにより派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取り組み状況などが確認できるようになりました。
- 派遣会社から派遣労働者の派遣料金の額が明示されるようになりました。
- 派遣会社から労働契約を結ぶ前に賃金の見込み額や待遇に関すること等が説明されるようになりました。
- 派遣会社は、派遣労働者の賃金を決定する際、派遣先の社員との均衡（賃金など）を配慮しなければならないようになりました。
- 有期雇用の派遣労働者（雇用期間が通算1年以上）の希望に応じ、期間の定めのない雇用への転換等の措置をとることが、派遣会社の努力義務になりました。
- 30日以内の期間の定めのある労働契約では、労働者派遣が原則禁止になりました。
- 離職後1年以内に、派遣労働者として元の勤務先に派遣することが禁止になりました。

お問い合わせ・申込み先：

京都労働局需給調整事業課

電話 075-241-3225

FAX 075-279-3200



オンライン(電子)申請の新機能につきましては、平成24年11月26日からのサービス開始を予定していましたが、システムの調整等のため、平成25年3月頃に延期となりました。御理解と御協力をお願いいたします。

~~平成24年11月26日から~~ 「雇用保険被保険者資格喪失届」の オンライン(電子)申請がさらに便利になります。

雇用保険被保険者資格喪失届について e-Gov からのオンライン申請は、これまで「離職票交付あり」と「離職票交付なし」の場合にご利用いただけました。

~~平成24年11月26日~~からは、さらに、次の場合にもオンライン申請ができるようになります。

- 既に「雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付なし)」の手続が完了した後に、「離職票」または「期間等証明書」の交付を希望する場合
- 「期間等証明書」の交付を希望する場合

詳しくは、7頁をご覧ください⇒

被保険者の資格喪失に関する手続

手続名

手続に必要な申請書など

雇用保険被保険者資格喪失届
(離職票交付なし)

雇用保険被保険者資格喪失届

雇用保険被保険者資格喪失届
(離職票交付あり)

雇用保険被保険者資格喪失届

雇用保険被保険者離職証明書

雇用保険被保険者資格喪失届提出後の
離職票交付の申請

雇用保険被保険者離職証明書

※別途、e-gov 上にある入力シート「離職票の交付にかかる離職者情報」に必要事項を記載していただきます。

雇用保険被保険者資格喪失届
(期間等証明書交付あり)

雇用保険被保険者資格喪失届

雇用保険被保険者期間等証明書

雇用保険被保険者資格喪失届提出後の
期間等証明書交付の申請

雇用保険被保険者期間等証明書

※別途、e-gov 上にある入力シート「期間等証明書の交付にかかる離職者情報」に必要事項を記載していただきます。

雇用保険被保険者離職票の再交付の申請

雇用保険被保険者離職票再交付申請書

雇用保険被保険者資格喪失届
(連記式)※離職票交付なしの場合のみ

雇用保険 CSV 形式届書総括票(送信用)



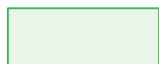
⇒ 既にオンライン申請可能な
手続



⇒ ~~H24.11.26~~ からオンライン
申請可能となる手続



⇒ 既存のオンライン申請書



⇒ 新規のオンライン申請書

◆上記以外にも、資格取得届など雇用保険関係手続はオンライン申請が可能です。ぜひご利用ください。



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



平成24年10月1日以降

雇用調整助成金 中小企業緊急雇用安定助成金

の支給要件などを 変更しました。

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、平成24年10月1日以降（被災3県は6か月遅れで）、下記のように内容の一部を変更しました。

現在受給中、または今後利用をお考えの事業主の皆さまには、ご留意いただきますようお願いいたします。

①生産量要件の見直し

事業活動の縮小を判定するための生産量（または売上高）要件を次のように変更しました。

現行	➔	対象期間の初日（助成金の利用開始日）を平成24年10月1日以降（※1）に設定する場合から
最近3か月の生産量または売上高が、 <u>その直前の3か月または前年同期と比べ、5%以上減少</u>		最近3か月の生産量または売上高が、 <u>前年同期と比べ、10%以上減少</u> (中小企業事業主で、直近の経常損益が赤字であっても、この要件が適用されます)

②支給限度日数の見直し

1年間と3年間について、限度日数を変更しました。

現行	➔	対象期間の初日（助成金の利用開始日）を平成24年10月1日以降（※1）に設定する場合から		
3年間で300日 (1年間での限度なし)		1年間で100日（3年間で300日）		
対象期間（事業主が設定する1年間）▶		①22.10.1～23.9.30	②23.10.1～24.9.30	③24.10.1～25.9.30
【例1】過去2年間に50日ずつ（計100日）利用した場合		50日	50日	100日（従来200日）
【例2】過去2年間に120日ずつ（計240日）利用した場合		120日	120日	60日

➔ **対象期間の初日（助成金の利用開始日）を平成25年10月1日以降（※2）に設定する場合からは**
1年間で100日・3年間で150日となります
 (上記の例1と2で、③の対象期間にすべての日数を利用した場合、②+③は150日以上となるため、次の1年間は利用できなくなります)

③教育訓練費（事業所内訓練）の見直し

教育訓練を実施したときの1人1日当たり加算額を次のように変更しました。

現行	➔	平成24年10月1日以降（※1）の判定基礎期間から	
雇用調整助成金：2,000円 中小企業緊急雇用安定助成金：3,000円		雇用調整助成金： 1,000円 中小企業緊急雇用安定助成金： 1,500円	

(※1) 岩手、宮城、福島県の事業所については、平成25年4月1日以降変更になります。

(※2) 岩手、宮城、福島県の事業所については、平成26年4月1日以降変更になります。

お問い合わせ先：京都労働局助成金センター 075-241-3269 又は お近くのハローワークへ



成長分野等人材育成支援事業奨励金のご案内(平成24年度末までの制度)

健康、環境分野及び関連するものづくり分野において、期間の定めのない従業員を雇入れ、または他の分野から配置転換し、Off-JT を実施した場合、事業主が負担した訓練費用を、1 訓練コースにつき、対象者 1 人当たり20万円を上限として支給します。(他にも、移籍特例等のメニューも設けています。)

成長分野等一覧表 (日本標準産業分類)	
大分類 A → 中分類 02—林業	
大分類 D—建設業	このうち、環境や健康分野に関する建築物等を建築しているもの
大分類 E—製造業	このうち、環境や健康分野に関する製品を製造しているもの
	このうち、環境や健康分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの
大分類 F—電気・ガス・熱供給・水道業の中の 中分類 33—電気業	
大分類 G—情報通信業	
大分類 H—運輸業・郵便業	
大分類 L → 中分類 71— 学術・開発研究機関	このうち、環境や健康分野に関する技術開発を行っているもの
大分類 N → 中分類 80→小分類 804—スポーツ施設提供業 例) フィットネスクラブ	
大分類 O → 中分類 82→小分類 824→細分類 8246—スポーツ・健康教授業 例) スイミングスクール	
大分類 P—医療、福祉	
大分類 R → 中分類 88—廃棄物処理業 例) ごみ処分量	
その他 (上記以外)	このうち、環境や健康分野に関する事業を行っているもの 例) エコファンド

介護労働環境向上奨励金のご案内

★この奨励金は、「介護労働者設備等導入奨励金」の内容を拡充し、名称を変更したものです。

奨励金の概要

介護労働者の身体的負担の軽減、賃金などの処遇の向上、労働時間などの労働条件、職場環境の改善などの雇用管理の改善を総合的に進め、介護労働者の労働環境の向上を図った事業主のための助成金です。事業主が行った雇用管理改善の内容に応じて、次の2種類の助成があります。

【介護福祉機器等助成】

介護サービスの提供事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、介護福祉機器の導入費用の1/2 (上限300万円)を支給します。

【雇用管理制度等助成】

介護サービスの提供事業主が、介護労働者の福祉の増進を図るために、雇用管理改善につながる制度等を導入し、適切に実施することにより、一定の効果が得られた場合に、制度等の導入に要した費用の1/2 (上限100万円)を支給します。

○双方の奨励金ともあらかじめ「計画」を作成し認定を受けることが必要です。

○支給要件や手続きなどの詳細については、京都労働局助成金センターまたはハローワークへお問い合わせください。

お問い合わせ先：京都労働局助成金センター 075-241-3269



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



事業主のみなさまへ

労働保険の成立手続はお済みですか

◇11月は「労働保険適用促進強化期間」です◇

労働保険とは、労災保険と雇用保険の2つを併せた保険のことを言います。

労働保険とは、労働（通勤）災害や失業等が発生した際に、保険給付等を行うことにより労働者の福祉の増進を図る制度です。

労働保険は政府が管理、運営している強制保険で、原則として、労働者を一人でも雇っていれば労働保険の適用事業所となり、事業主は成立手続（加入手続）を行わなければなりません。このため、**未加入の事業主の方は**、次の点にご留意ください。

- 再三の加入勧奨・手続指導にもかかわらず、自主的に成立手続を行わない場合は、最終的な手段として職権による成立手続及び保険料の認定決定が行なわれます。
- 事業主が成立手続を行わない期間中に労働災害が発生した場合、遡って保険料を徴収される他、給付に要した費用の全部または一部を費用徴収されます。

平成24年度 労働保険大会が開催されます

日時	平成24年11月12日（月）	午後2時30分開会
場所	京都ブライトンホテル	「慶祥」の間
主催	京都府労働保険事務組合連合会	
内容	①表彰	功勞役員 優良職員 優良事務組合 優良委託事業場
	②講演	「労働政策の現状と課題」 前厚生労働審議官 太田俊明氏

お問い合わせ先：京都労働局労働保険徴収課 075-241-3213



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



京都府で働くすべての方へ。

意識したことありますか？

最低賃金

京都府のこれまでの最低賃金 751円

759 時間額 円

[発効日] 平成24年10月14日 ※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

WEBで
チェック
しよう!



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



最低賃金制度

検索

お問い合わせ先：京都労働局賃金室 075-241-3215 又は 最寄りの労働基準監督署へ



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



賃金は最低賃金額以上になっていますか？

最低賃金制度とは最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。また、最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」があります。



WEBで
チェック
しよう!



最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。



最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者が合意の上で定めた場合はどうなりますか？

最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。



最低賃金額以上となっているかをどのように確認するのですか？

支払われる賃金※と最低賃金額を次の方法により比較します。

(1) 時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額(時間額)

(2) 日給の場合

日給 \div 1日平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

(ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、日給 \geq 最低賃金額(日給)となります。)

(3) 月給の場合

月給 \div 1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

(4) 上記(1), (2), (3)の組み合わせの場合

例えば、

・基本給が時給制

・各手当(職務手当など)が月給制

などの場合は、それぞれ上記(1), (3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)と比較します。

※ 最低賃金額との比較にあたって次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

お問い合わせ先：京都労働局賃金室 075-241-3215 又は 最寄りの労働基準監督署へ



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

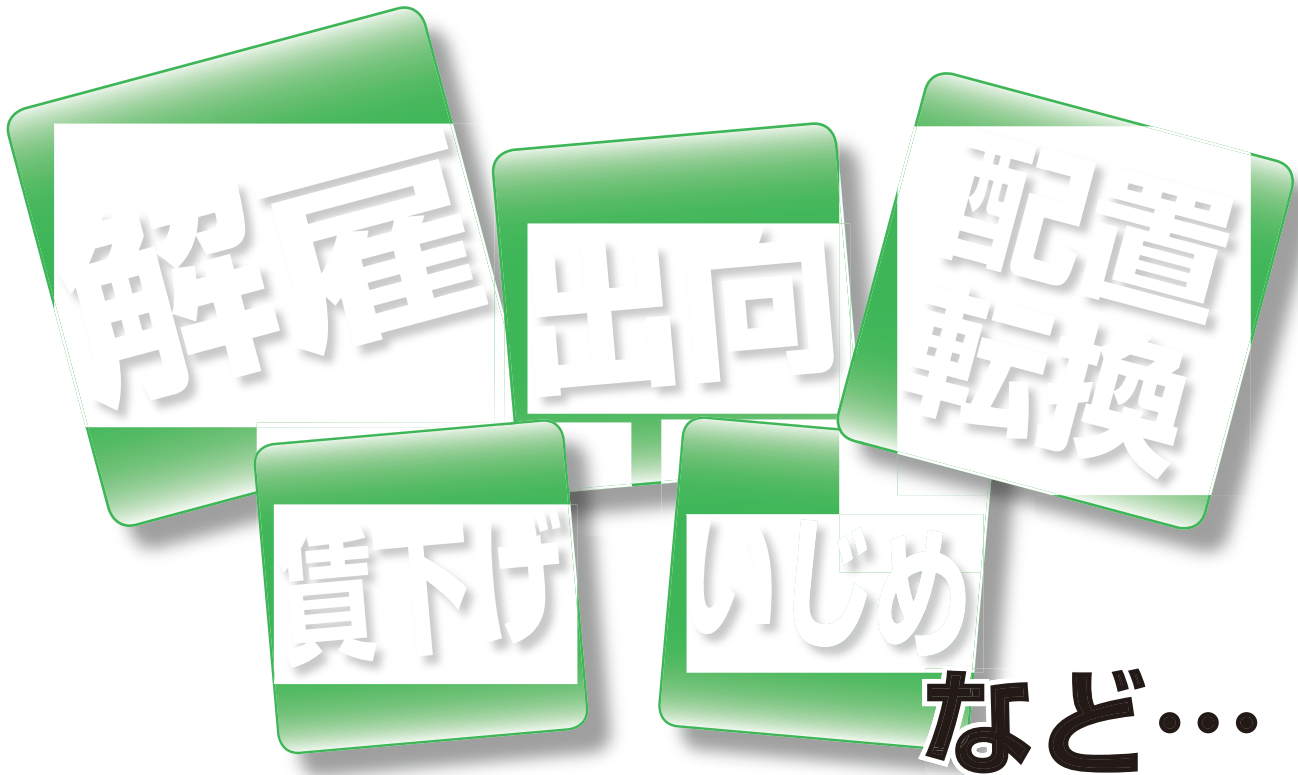


労働者・事業主の皆さまへ

総合労働相談コーナーをご利用ください

職場でのトラブルの解決をお手伝いします。

労使からの労働に関するあらゆる相談に無料に対応し、関係法令の説明や情報の提供を行います。また、事案に応じて京都労働局が実施している個別労働紛争解決制度（労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん制度）を紹介しています。



JR京都駅前の京都駅前総合労働相談コーナーではフリーダイヤルによる労働相談を受け付けています

お気軽にご相談ください！

京都駅前総合労働相談コーナー

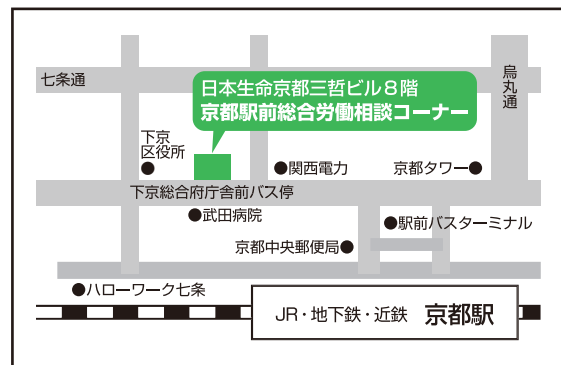
0120-829-100

(京都府内限定)

所在地

京都市下京区西洞院通塩小路上ル東塩小路町608-9
日本生命京都三哲ビル8階

開所時間 9:00~17:00 (土・日・祝日 休業)



このほか、京都労働局及び府内の労働基準監督署内にも総合労働相談コーナーを開設しています。
各総合労働相談コーナーの所在地等は 14 ページのとおりです。



京都府内の総合労働相談コーナー一覧

名称	所在地	電話番号
京都労働局 総合労働相談コーナー	〒 604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451 京都労働局内	075-241-3221
京都駅前 総合労働相談コーナー	〒 600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路上ル 東塩小路町 608-9 日本生命京都三哲ビル 8 階	075-342-3553 0120-829-100 (京都府内限定)
京都上 総合労働相談コーナー	〒 604-8467 京都市中京区西ノ京大炊御門町 19-19 京都上労働基準監督署内	075-462-5112
京都下 総合労働相談コーナー	〒 600-8007 京都市下京区四条通東洞院東入立売西町 60 日本生命四条ビル 5 階 京都下労働基準監督署内	075-254-3196
京都南 総合労働相談コーナー	〒 612-8108 京都市伏見区奉行前町 6 京都南労働基準監督署内	075-601-8322
福知山 総合労働相談コーナー	〒 620-0035 福知山市内記 1 丁目 10-29 福知山地方合同庁舎 4 階 福知山労働基準監督署内	0773-22-2181
舞鶴 総合労働相談コーナー	〒 624-0913 舞鶴市字上安久 240-3 舞鶴労働基準監督署内	0773-75-0680
丹後 総合労働相談コーナー	〒 627-0012 京丹後市峰山町杉谷 147-14 丹後労働基準監督署内	0772-62-1214
園部 総合労働相談コーナー	〒 622-0003 南丹市園部町新町 118-13 園部労働基準監督署内	0771-62-0567

お問い合わせ先 各相談コーナーへ

最近の雇用失業情勢

● 平成24年9月内容 ●

平成24年10月30日
京都労働局職業安定部

京都府の雇用失業情勢

有効求職者数は、54,760人で前年同月比4.6%減、有効求人数は、45,174人で前年同月比16.3%増加した。有効求人倍率（季節調整値。以下「季調値」という。）は、前月より0.01ポイント低下し0.82倍となった。また、新規求人倍率（季調値）は、前月より0.10ポイント低下し1.28倍となった。

正社員有効求人倍率は0.55倍と前年同月比0.09ポイント上昇した。

(1) 新規求職者数は、12,250人で前年同月比8.5%減少した。内訳は、一般が8,176人で同7.6%減、パートは4,074人で同10.4%減少した。新規常用求職者（パートを除く。）の構成比をみると、在職者23.9%、離職者63.8%（うち事業主都合離職者31.2%）、無業者12.3%である。

なお、新規常用求職者の事業主都合による離職者数は、前年同月比6.1%減少している。

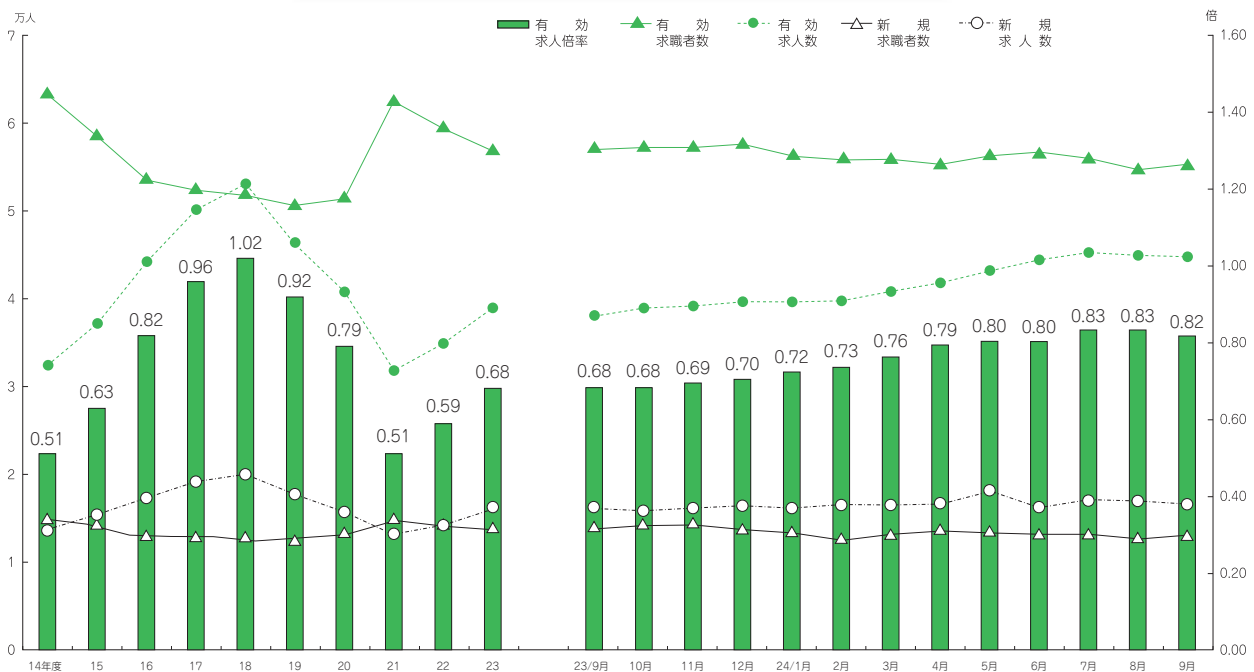
(2) 新規求人数は、16,881人で前年同月比10.7%増加した。内訳は一般が9,783人で同13.6%増、パートは7,098人で同7.0%増加した。新規求人数を主要産業別に前年同月比でみると、求人数に占める割合の大きい医療、福祉が20.1%増、卸売業、小売業が4.7%増となったほか、宿泊業、飲食サービス業が47.6%増、建設業が22.1%増、サービス業（他に分類されないもの）が18.6%増となった。

なお、運輸業、郵便業、製造業も前年同月比で増加となっている。

一方、情報通信業が前年同月比20.7%減となった。

(3) 就職件数は、3,785件で前年同月比10.1%減少した。内訳は、一般が2,100件で同10.8%減、パートは1,685件で同9.2%減少した。雇用保険受給者の就職件数は、905件で同5.4%減少した。

求人・求職・求人倍率の状況



注：月別の数値は季節調整値である。なお、平成23年12月以前の数値は、平成24年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。